

県内保険薬局開設者様

栃木県保健福祉部感染症対策課長 林 恭子
薬務課長 小林 由典

年末・年始発熱患者受入保険薬局指定事業の実施について（協力依頼）

本県の新型コロナウイルス感染症対策の推進につきましては、日頃から特段の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、例年、季節性インフルエンザの流行期には多数の発熱患者が発生しており、新型コロナウイルス感染症の感染が発生する中、特に年末・年始の流行期を見据え対策を講じる必要があります。そこで、県では、下記要件を満たし、発熱患者を受け入れる保険薬局に対して、「年末・年始発熱患者受入保険薬局」として予め指定し、県民や医療機関等に広く周知することにより、年末・年始の医療提供体制の確保を図ることとしました。

つきましては、趣旨を御理解の上、実施要領及び下記事項に御留意いただき、別添調査票を12月16日（金）まで（厳守）に、栃木県薬剤師会ホームページのアンケート機能（<https://forms.gle/CLq5E5zzRqVv9DjF6>）にて回答をお願いします。

記

1 調査対象

栃木県内にある保険薬局

2 指定要件

次の項目を、令和4(2022)年12月29日から令和5(2023)年1月3日の間のいずれか1日以上の日について、すべてを満たすことができる保険薬局

- (1) 地域の医療機関と連携し、発熱患者の調剤を積極的に受け入れる体制が整備されている。
- (2) 発熱患者と発熱していない患者等との動線を分ける、個室（隔離室）や屋外仮設テント等専用スペースが確保されている、ドライブスルーや駐車場で対応する等、十分な感染対策を講じている。
- (3) 薬局の従業員に対する感染対策を講じている。
- (4) 1日4時間以上開局（常駐）し、かつ24時間又は時間外の処方箋応需等、薬局の開局時間外であっても発熱患者への対応が可能である。
- (5) ラゲブリオ（新型コロナウイルス治療薬）が処方された場合であっても、自局で対応または地域の薬局に協力要請する等、迅速に対応できる体制が整備されている。
- (6) 県ホームページに掲載することに同意する。

3 特記事項

- ・ 指定を行った保険薬局は、12月23日までに県ホームページで公表を予定しております。指定決定の通知等は特段行いません。
- ・ 指定を受けた保険薬局は、医療機関等から開局時間外に発熱患者の調剤応需について連絡があることが想定されますので、特に連絡先は正確に記載してください。
- ・ その他の留意事項については、別添Q&Aを確認してください。

〔 感染症対策課（薬剤対策G）：東城、倉井
薬務課 薬事審査担当：東城 〕